

令和6年度 鳥取県立特別支援学校会計年度任用職員  
(手話普及コーディネーター) 採用試験募集案内

○連絡及び問い合わせ先

鳥取県立鳥取聾学校 (とっとりけんりつとっとりろうがっこう)

〒680-0151 鳥取市国府町宮下1261番地

電話: (0857) 23-2031 <https://www.torikyo.ed.jp/toriro-s/>

1 申込書受付期間・試験日等

受付期間	令和6年2月14日(水)から令和6年3月1日(金)まで ○持参、郵送のどちらでも受け付けます。(令和6年3月1日必着) ○受付時間 8:30~17:00 (ただし、土・日曜日及び祝日を除く。)
試験日時	令和6年3月8日(金) ○受付時間 9:30~9:50 ○試験開始時刻10:00
試験会場	鳥取県立鳥取聾学校(鳥取市国府町宮下1261番地)
試験結果発表日	令和6年3月11日(月)(予定)

2 募集内容等

募集する職及び 採用予定者数	会計年度任用職員(手話普及コーディネーター) 1名
職務内容	学校窓口と手話普及支援員との調整、手話に関する情報発信、手話学習教材の 開発・普及啓発等に関する業務
勤務場所	鳥取県立鳥取聾学校(鳥取市国府町宮下1261番地)
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏ま え、翌年度に再度任用されることがあります(最長で令和11年3月31日まで)。
受験資格	(1)年齢、性別を問いません。 (2)地方公務員法第16条等に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できま せん。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな くなるまでの人 ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ の他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁 治産者 (3)日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している 人又は令和6年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できま す。

### 3 試験内容

試験種目	配点	内 容
適性試験	50点	事務適性を確認するための作文試験（800字以内）
人物試験	150点	個別口述による面接試験（15分程度） ※受験者数等により集団面接とする場合があります。

### 4 勤務条件

給 与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報酬 日額 13,330円</li> <li>○期末・勤勉手当 期末手当:期末手当基礎額(報酬の月額相当額)2.16月分 (6月期:1.08月分、12月期:1.08月分) 勤勉手当:勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</li> <li>○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2km以上の場合に公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度として支給します。自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から50,100円までの範囲内で支給します。</li> </ul>
福 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康保険(公立学校共済組合)、厚生年金保険(年金機構)、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限る。</li> </ul>
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年次有給休暇 任用期間に応じて付与。(最大1年間に10日)</li> <li>○特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)など ※有給休暇と無給休暇があります。</li> </ul>
勤 務 日 及 び 勤 務 時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月17日 午前8時30分～午後5時(うち休憩45分) ※上記勤務時間は、学校の事情によりやむを得ず変更されることがあります。</li> </ul>

※上記勤務条件は、現時点におけるものであり、採用時までには制度改正又は給与改定等があった場合は、それによります。

### 5 受験申込手続等

提出書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)採用試験申込書 1部</li> <li>(2)試験結果通知用封筒 1部(長形3号(12cm×23.5cm)を使用し、送付先の郵便番号、住所、宛名(「～様」と記すこと)を明記し、84円切手を貼ること)</li> </ul>
提出先	<p>鳥取県立鳥取聾学校 〒680-0151 鳥取市国府町宮下1261番地 電話:(0857)23-2031</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○封筒の表に赤字で「手話普及コーディネーター採用試験申込書」と書いてください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受験票はお送りしません。試験当日は受付時刻内に受付を済ませてください。</li> <li>○提出された書類は、試験終了後も返還しませんので御承知ください。</li> <li>○車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、採用試験申込書の該当欄に具体的に記入してください。</li> </ul>

## 【採用試験申込書の記載について】

**\*ホームページから印刷する場合は、必ず両面印刷をして提出してください。**

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の「受験番号」欄を除くすべての欄に正確に記入してください。
- 3 「連絡先」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、採用する際等に電話により連絡を行いますので、携帯電話をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。連絡がとれない場合には採用されないことがあります。
- 5 「最終学歴」欄には、最終学歴(学校名及び学部・学科・課程名等)を記入してください。(専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。)
- 6 「パソコン能力」欄は、記載のソフトについて該当する項目に「○」を記入してください。その他のソフトで使用できるものがあれば、ソフト名を記入するとともに、該当する項目に「○」を記入してください。
- 7 「県での勤務経験」及び「職歴」欄は、該当する番号又は項目を「○」で囲んでください。

## 6 合格者の決定方法

適性試験及び人物試験の得点を合計し、得点の高い順に決定します。

なお、適性試験又は人物試験のいずれかの得点が一定の水準を満たさない場合は、他方の試験の得点にかかわらず不合格とします。また、試験の結果によっては、合格者がいない場合又は補欠合格者の決定を行う場合があります。

## 7 合格者の発表

合格者の受験番号を鳥取県立鳥取豊学校のホームページに掲載するとともに、合格者全員に試験結果を通知します。また、合格者の辞退等により欠員が生じた場合は、追加合格者を決定することがあり、当該合格者へは文書で通知します。

## 8 試験に関する注意事項

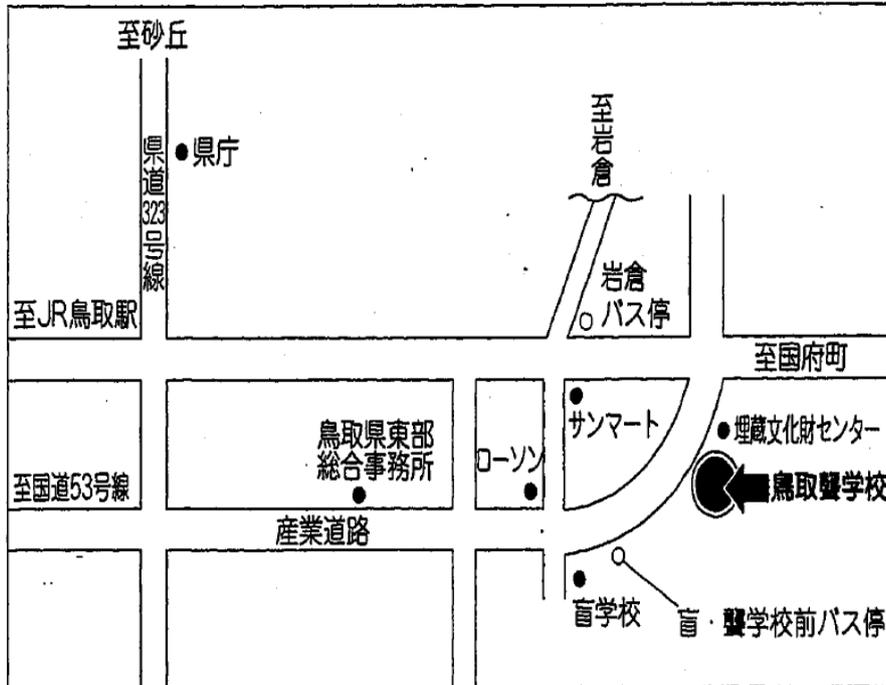
- (1)試験当日は、必ず受付時間内に試験会場で受付を済ませてください。  
原則として、遅刻者は受験できません。
- (2)受験の際は、上履き、筆記用具(HB又はBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)を持参ください。
- (3)学校敷地内の喫煙は固く禁止します。
- (4)試験当日はマスクを着用する等、感染症拡大防止に協力をお願いします。

## 9 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考及び採用手続き以外には利用しません。

## 【試験会場案内図】

鳥取県立鳥取聾学校  
(鳥取県鳥取市国府町宮下1261番地)



### <交通アクセス>

#### ○バス利用の場合

鳥取駅発 岩倉線、中河原線・・・岩倉下車(徒歩10分)  
桜谷団地・桜谷面影循環線・・・盲・聾学校前下車

#### ○自家用車、タクシー利用の場合

鳥取駅から聾学校 約10分

### <駐車場>

○正門から進入し直進すると奥に駐車スペース有